



山形県公報

令和元年6月11日(火)
第11号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 市町村が行う国土調査の指定……………(農村計画課) ……149
- 同……………(同) ……同
- 地籍調査事業計画の決定……………(同) ……150
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……151
- 歳入の収納の事務の委託……………(会計局) ……同

### 公 告

- 家畜商講習会の開催……………(畜産振興課) ……152
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……同
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……154
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……155

## 告 示

### 山形県告示第81号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

令和元年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
令和元年5月17日
- 2 調査を行う者の名称  
遊佐町
- 3 調査地域  
飽海郡遊佐町吉出の一部
- 4 調査期間  
令和元年6月3日から令和2年3月31日まで

### 山形県告示第82号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

令和元年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
令和元年5月17日
- 2 調査を行う者の名称  
遊佐町
- 3 調査地域  
飽海郡遊佐町豊岡の一部
- 4 調査期間  
令和元年6月3日から令和2年3月31日まで

山形県告示第83号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和元年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域                                                                                      | 調 査 期 間                |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 山 形 市     | 飯塚町及び横道の各一部                                                                                  | 平成31年3月7日から令和2年3月31日まで |
|           | 大字青柳、新開一丁目、新開三丁目、宮町、長町、大字上東山、大字沼木、大字村木沢、西見田、飯塚町、中沼、木ノ目田、横道、大字漆山、南石関、石関、上町、十日町、大字十字及び大字風間の各一部 | 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで |
| 米 沢 市     | 笹野本町及び笹野町の各一部                                                                                | 同                      |
| 鶴 岡 市     | 谷定及び西荒屋の各一部                                                                                  | 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで |
|           | 同                                                                                            | 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで |
| 酒 田 市     | 生石の一部                                                                                        | 平成31年3月7日から令和2年3月31日まで |
|           | 生石及び北俣の各一部                                                                                   | 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで |
| 上 山 市     | 矢来一丁目、矢来二丁目、矢来三丁目、南町、けやきの森、長清水二丁目、十日町、二日町、長清水、美咲町一丁目、美咲町二丁目及び矢来四丁目の各一部                       | 同                      |
| 長 井 市     | 今泉及び河井の各一部                                                                                   | 同                      |
| 天 童 市     | 大字藤内新田及び大字蔵増の各一部                                                                             | 平成31年3月7日から令和2年3月31日まで |
|           | 大字藤内新田、大字寺津及び大字蔵増の各一部                                                                        | 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで |
| 大 江 町     | 大字柳川、大字貫見、大字左沢及び大字三郷の各一部                                                                     | 同                      |
| 高 畠 町     | 大字高畠及び大字根岸の各一部                                                                               | 同                      |
| 川 西 町     | 大字下小松の一部                                                                                     | 同                      |

|     |         |                        |
|-----|---------|------------------------|
| 白鷹町 | 大字萩野の一部 | 平成31年3月7日から令和2年3月31日まで |
|     | 同       | 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで |
| 飯豊町 | 大字萩生の一部 | 同                      |

#### 山形県告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営村山北部2地区土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月11日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営村山北部2地区土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
尾花沢市役所及び大石田町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和元年6月18日から同年7月17日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和元年6月11日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 委託した収納事務  
母子父子寡婦福祉資金貸付金、育英奨学金貸付金、特別貸与奨学金貸付金、スポーツ及び芸術奨学金貸付金及び高等学校定時制課程修学資金貸付金に係る償還金のうち知事が指定するものの収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 ニッテレ債権回収株式会社
  - (2) 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間  
令和元年5月31日から令和2年3月31日まで

## 公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、同法第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり実施する。

令和元年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 講習会の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年8月29日（木） 午前8時40分から午後5時まで  
令和元年8月30日（金） 午前9時から午後5時10分まで

(2) 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号  
村山総合支庁402会議室（4階）

### 2 講義内容

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間  
(2) 家畜の品種及び特徴 4時間  
(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

### 3 受講手続

受講申込書を令和元年8月8日（木）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課（県外居住者にあつては、山形市松波二丁目8番1号農林水産部畜産振興課）に提出すること。

なお、受講申込書を提出する際に手数料（4,500円）を当該受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。

### 4 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課（電話023(630)2473）又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年6月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 令和元年7月22日（月） 午後3時30分

### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 賃貸借期間 令和元年9月1日から令和8年8月31日まで

(4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 (3)の賃貸借期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和元年9月分から令和2年3月分までの7箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち令和元年9月30日分までの金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と入札書に記載された金額のうち同年10月1日以後分の金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）との合計額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和元年9月分から令和2年3月分までの7箇月分に相当する金額のうち令和元年9月30日分までの金額の108分の100に相当する金額と同年10月1日以後分の金額の110分の100に相当する金額との合計額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部刑事企画課総括室  
電話番号023(626)0110

- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部刑事部刑事企画課総括室で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- (3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部刑事部刑事企画課総括室で交付する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額（貸借期間における総額）の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるもの）に限る。以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に記載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和元年7月1日（月）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に記載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年6月24日（月）午後4時までに山形県警察本部刑事部刑事企画課総括室に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様書に適合するものとして作成した応札に係る特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明

又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Gas chromatograph mass spectrometer system: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 3:30 PM. July 22, 2019
- (3) Contact point for the notice: Criminal Affairs Planning Section, Criminal Investigation Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL 023(626)0110

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、平成31年4月から令和元年5月に実施した平成30年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和元年6月11日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 小 | 野 | 幸 | 作 |
| 山形県監査委員 | 木 | 村 | 忠 | 三 |
| 山形県監査委員 | 武 | 田 | 一 | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   | 香 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関4箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関     | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |
|-----------------|------------|-------------|
| 楯 岡 特 別 支 援 学 校 | 平成31年4月23日 | 武田委員        |
| 東 京 事 務 所       | 令和元年5月14日  | 武田委員        |
| 名 古 屋 事 務 所     | 令和元年5月15日  | 武田委員        |
| 大 阪 事 務 所       | 令和元年5月16日  | 武田委員        |

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 楯岡特別支援学校

(イ) 前年度会計の監査において注意した事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの 1件

平成29年12月支給分

既支給額（100分の70） 314,646円

正支給額（100分の50） 224,747円

要返納額 89,899円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支 出

- (イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(大阪事務所)
- (ロ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(楯岡特別支援学校)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育委員会教育長から平成31年3月26日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和元年6月11日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
 山形県監査委員 木 村 忠 三  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項                    | 措 置 の 内 容                                                                                         |
|--------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 青年の家   | 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。 | 予算の計画的・効率的執行における郵便切手の管理に当たっては、前年度の使用状況や今後の見込み等を考慮して計画的に購入し、必要最低限度の保有に留めるなど、徹底した在庫管理を行うよう管理体制を整えた。 |

令和元年6月11日印刷 発行所 山形県庁  
令和元年6月11日発行 発行人 山形県